

鳥取県告示第 419 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目206	平成20年4月30日
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉町二丁目502	〃